

# 児童福祉法等の改正と 今後の重症心身障害児（者）施策

光真坊浩史<sup>†</sup>

第65回国立病院総合医学会  
(平成23年10月8日 於岡山)

IRYO Vol. 66 No. 9 (498-502) 2012

## 要旨

重症心身障害児（者）の支援施策は、福祉と医療の協働による我が国固有の施策として、これまで年齢に関係なく児童福祉法の枠組みで、主に医療ニーズの高い重症児者の保護、療育という形で展開してきた。近年では、重症心身障害児（者）通園事業や短期入所等の整備により、地域生活支援は入所支援とともに重症児者施策の車の両輪として位置付けられている。

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が平成22年12月10日に公布され、児童福祉法や障害者自立支援法等の一部が改正される。改正の大きな柱は、身近な地域における支援の充実・強化・基盤整備である。

重症児者施策の関係でいえば、入所施設は障害種別が一元化され、児童福祉法の年齢超過規定の廃止により法律上は児者分離となる。重症心身障害児の入所支援は、肢体不自由児施設とともに「医療型障害児入所支援」に再編され、18歳以上の者は「療養介護」の対象となるが、重症心身障害の特性を考慮し、今後も支援の児者一貫性は確保される。また、これまで補助事業だった重症心身障害児（者）通園事業は法定サービス化され、身近な地域に重症児者の過ごすことができる場の整備が期待される。

このように重症児者施策は、これまでのよい点を残しつつ地域生活支援策は強化される。重症児施設および指定医療機関は、これまで以上に地域で生活する重症児者のセーフティネットとしての機能、地域生活支援の拠点としての役割が期待されており、今後の積極的な取り組みをお願いしたい。

キーワード 改正児童福祉法、児者一貫性、重症心身障害児（者）

## はじめに

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏

まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（以下、「整備法」という）が平成

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室 十事務  
(平成24年2月28日受付、平成24年5月11日受理)

Partial Revision of the Child Welfare Act, etc. and Future Measures of Persons with Severe Motor and Intellectual Disabilities

Hiroshi Koshimbo, Ministry of Health, Labour and Welfare

Key Words: partial revision of the Child Welfare Act, unification of institution classification, consistency of support of children and adults

22年12月3日に参議院で可決・成立し、10日に公布された。これにより、障害者自立支援法や児童福祉法等の一部が改正された。改正の大きな柱は、身近な地域における支援の充実・強化、地域生活を支援する体制の整備であり、平成24年4月1日から完全施行される。

ここでは、児童福祉法等の一部改正の内容、とくに重症児者支援に関する見直しについて解説する。

### 重症心身障害児者の支援の現状と課題

重症心身障害児（者）施策は、昭和42年に児童福祉法を改正し、重症心身障害児に対する入所支援を規定して以降、今日まで、主に児童福祉の枠組みの中で展開してきた。重症児者施策は、福祉と医療の協働による我が国特有の施策であり、主に家族介護に依存していた時代にあっては、重症児者の尊い命を守る施策として重症心身障害児施設もしくは指定医療機関である国立病院機構の重心病棟等に保護し、手厚い療育を提供してきた経緯がある。

全国の重症児施設および指定医療機関に入所・入院中の重症児者は約19,000人である。重症児病棟施設や指定医療機関においては、生活を支える医療および児者一貫の療育支援の提供により、入所者のQOLは向上し、寿命も延長した。現在、重症児施設等に入所中の約9割は18歳以上の児童福祉法対象外の者である。

重症心身障害児施設を含む障害児入所施設の総数は、平成11年度から平成22年度まで間に1.7%減少している。一方、重症心身障害児施設は、平成11年の88カ所から平成22年度には1.5倍の124カ所に増加している。入所施設の新設は認めない、定員の1割削減を掲げる障害者自立支援法の流れに反して、重症心身障害児施設は、着実に整備されているのである（図1）。

医療ニーズの高い児童の増加およびNICUの長期入院、本人の加齢とともに介護度の增大、家族の高齢化による在宅介護力の低下等により、現在も、施設入所待機者は約3,000人といわれる<sup>1)</sup>。重症心身障害児者の入所ニーズは高く、来年度も重症心身障害児施設の新規開設が予定されている。

このように、重症児施設や指定医療機関に入所することは容易ではなく、在宅での生活を余儀なくされるケースもある。一方で、在宅医療の進歩により、在宅での生活が以前よりも可能になったこともあります。

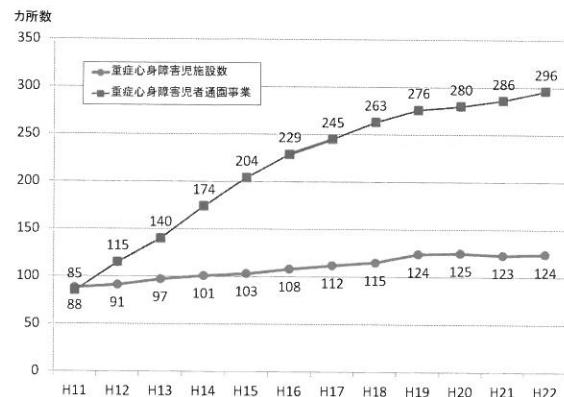


図1 重症心身障害児施設および通園事業の推移

家庭で過ごすことを希望される家族もおられるが、訪問看護や居宅介護の利用率は低く、家族による支援が中心である<sup>2)</sup>。家族の負担軽減は、地域生活を継続する上での重要課題であり、家族のレスパイトを目的とした医療型短期入所や医療ニーズの高い重症児者が身近な地域で過ごす場の整備が課題である。

国は、平成8年度以降、重症心身障害児（者）通園事業を全国展開し、在宅支援を強化している。平成22年度のカ所数は、平成11年度の3.5倍296カ所に増加している。利用者は6,167人（平成23年度内示ベース）であり、地域の居場所として機能している（図1）。なお、重症心身障害児（者）通園事業以外の肢体不自由児通園施設や児童デイサービス、生活介護事業所においても重症児者を受け入れ、支援されている実態もある。

### 整備法に基づく児童福祉法等の改正の概要

平成24年4月から施行される児童福祉法等の一部改正の概要は以下のとおりである。

- (1) 児童に固有の施策は児童福祉法に規定する。
- (2) 身近な地域で支援を受けられるよう障害種別で分かれている施設体系を一元化する。
- (3) 放課後や長期休暇中の支援を充実するため、「放課後等デイサービス」を創設する。
- (4) 保育所や幼稚園、学校等に療育機関から訪問支援員を派遣する「保育所等訪問支援」を創設する。
- (5) 障害児施設に入所している18歳以上の障害者は、児童福祉法ではなく障害者自立支援法の対応とする（20歳までは延長可能）。
- (6) 児童福祉法の入所支援を除き、障害福祉サービス等を利用する場合は、原則、全員にケアマネ

障害児支援の強化を図るため、現行の障害種別ごとに分かれた施設体系について、通所・入所の利用形態の別により一元化。

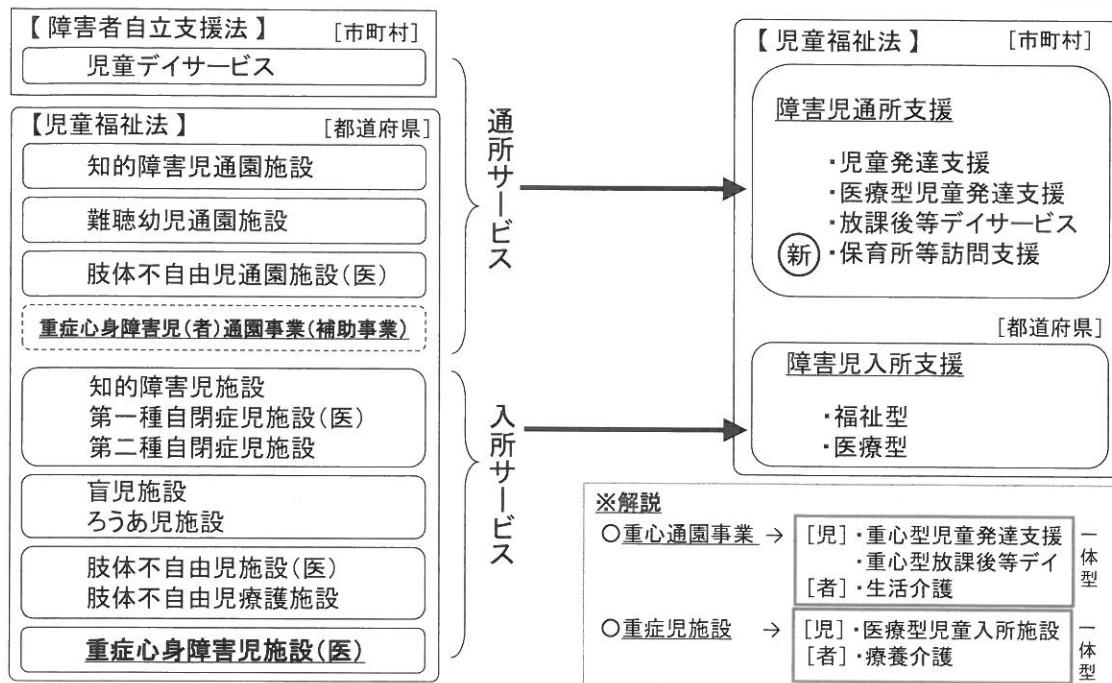


図2 改正児童福祉法にともなう障害児施設・事業の新体系移行概要

ジメントを実施する（サービスの利用計画と個別支援計画の作成義務）。

#### 重症児者支援の児者一貫性の確保について

障害種別の一元化および在所期間延長規定の廃止により、重症児施設および指定医療機関は、「医療型障害児入所支援」を行う施設等になり、18歳以上の者に対しては障害者自立支援法の「療養介護」になる。また、重症心身障害児（者）通園事業は、児童に対しては「児童発達支援」および「放課後等デイサービス」に、者には「生活介護」への移行が想定されている（図2）。通所支援については、これまでの重症心身障害児（者）通園事業B型と同様、定員5名から小規模単位で実施できることとしている。

なお、重症児者に対する支援は、障害特性を考慮し、これまで築き上げてきた支援の児者一貫性を今後も確保することとしている。つまり、入所支援であれば、「医療型児童入所支援」（児童福祉法）と「療養介護」（自立支援法）の一体的な実施を可能とし、定員は児者で区分しないこと、職員や設備も兼務・共用を可能とする。通所支援も同様である。

#### 今後の重症児者支援の充実に向けて

今回の児童福祉法等の改正は、施設体系の再編に加え、身近な地域における支援の充実・強化、地域生活を支援する体制の整備であることは先に述べたとおりである。

重症児者に対する地域生活の充実・強化とは、身近な地域に療育の場や居場所を整備することである。重症心身障害児（者）通園事業の法定化にともない、身近な地域に重症児者が通える事業所が整備され、また、介護職員のたんの吸引等の実施が法定化されたことにより、既存の児童デイサービス等これまで重症児者を対象にしていなかった事業所において、重症児者の受け入れが促進されることが期待される。

今回の法改正では、カ所数の整備だけでなく、支援の質の向上も図ることを目的としている。児童発達支援管理責任者（大人はサービス管理責任者）を必置とし、個々のニーズに応じた個別支援計画が作成される。重症児者へは支援の児者一貫性が継続されるが、整備法の趣旨を鑑み、年齢相応の活動や地域社会との交流等豊かな活動が展開されるよう個別支援計画の充実も期待されるところである。

また、今回の改正に合わせ、医療型短期入所の充

### 1 重症心身障害施策の概要

#### (1) 目的等

- 生命を守り、ひとりひとりのライフステージに応じた児者一貫した療育・支援の実施
- 「施設支援」と「在宅支援」は重症児者施策の車の両輪

#### (2) 施設支援

- 重症児施設は、昭和42年に児童福祉法で規定。重症児の法律上の規定
- 医療と福祉を一体的に提供。命を守り、児者一貫支援によるQOLの向上
- 短期入所や通園事業等、地域生活を支える在宅支援の拠点として機能
- 国立精神・神経センター、国立病院機構： 74カ所 7,570床(H23.3現在)  
公立・法人立 重症心身障害児施設 : 124カ所 12,038床(H23.3現在)

#### (3) 在宅支援

- 日中の居場所の整備
  - ・重症心身障害児（者）通園事業（平成8年度から補助事業として開始）
  - ・生活介護事業、児童デイでも受け入れ → QOLの向上、家族のレスパイト等
- 医療型短期入所の充実
  - ・H21.4～ 医療型短期入所の報酬単価の増額、日帰り型短期入所の創設
  - ・H24.4～ 医療型短期入所で超・準超重症児の受入加算を創設（予定）
- 居宅介護、重度訪問介護、補装具、自立支援医療、訪問入浴等の整備
- その他
  - ・訪問診療、訪問看護等による在宅支援の強化
  - ・NICU退院後の医療支援を強化

### 2 整備法等による重症心身障害児者支援の充実

#### (1) 障害者自立支援法および児童福祉法改正による支援の強化（平成24年4月～）

- 重症心身障害児（者）通園事業の法定サービス化
  - ・児童は、重心型の児童発達支援、放課後等デイサービスへ  
18歳以上の者は、生活介護へ。5名から実施可能
- 障害児入所施設の一元化と法律上の児者分離
  - ・重心施設は、医療型障害児入所施設に、18歳以上は療養介護で対応。
- 支援は、児者一貫性を確保
- 通園事業利用児童および重心児施設の年齢超過者は、身近な市町村が窓口に
- 計画相談の実施（在宅はもちろん、18歳以上の療養介護利用者も対象に）

#### (2) 報酬改定等による地域生活支援の充実（平成24年4月～）

- 身近な地域に療育の場と居場所を整備
  - ・福祉型事業所等における介護職員等による医療的ケアが実施可能に
  - ・重心型でない事業所で重心児を受け入れた場合に報酬上で評価
  - ・地域にある社会資源の有効活用（例：療養通所介護で重心型事業の実施）
- 医療型短期入所のさらなる拡充
  - ・超重症児者または準超重症児者の受け入れを評価（新設）
  - ・緊急受入体制を報酬上で評価（新設）
  - ・指定要件緩和による医療型短期入所事業所の拡大（法人格のない有床診療所の指定 等）
- 在宅医療や訪問看護等の充実（超・準超重症児等の評価拡大）

#### (3) 重症心身障害児者の地域生活実態調査（H23）と地域生活モデル事業の実施（H24）

図3 重症心身障害児者施策の概要と整備法による施策の充実

実を図ることとしている。超重症児者または準超重症児者の受け入れ、緊急受入体制の整備に対して加算を創設するほか、医療型短期入所事業所の指定の要件の緩和も行う予定である。

厚生労働省としては、今後とも重症児者支援を充実・強化していく。平成23年度は障害者総合福祉推進事業において「重症心身障害児者の地域生活の実態に関する調査」を行い、施設入所待機者や地域で生活する重症児者の生活実態を調査し、課題を抽出する。さらに、これらの結果をもとに、平成24年度は「重症心身障害児者地域生活モデル事業」を新たに行うこととしており、重症児者およびその家族が

地域で安心・安全に暮らすための支援体制の構築等、地域に根差した先駆的な実践をモデルとして全国に発信する予定である（図3）。

重症児施設および指定医療機関は、入所者へのQOLの追求だけでなく、今後は、地域で生活している重症児者およびその家族のセーフティネット、地域生活支援の拠点としての機能強化が期待される。

〈本論文は第65回国立病院総合医学会 シンポジウム「重症心身障害児（者）福祉の現状と今後の展望－児童福祉法改正がもたらす影響－」において「児童福祉法等の改正の概要」として発表した内容に加筆

したものである。」

---

[文献]

- 1) 岩崎裕治（研究分担者）. 療育施設と中間施設としての地域中核小児科との連携に関する研究. 平成21年度厚生科学研究費補助金「重症新生児に対する療養・療育環境の拡充に関する総合研究」（田村正徳：研究代表者）分担研究報告書. 2009 : 59-68.
- 2) 杉本健郎, 河原直人, 田中英高ほか. 超重症心身障害児の医療的ケアの現状と問題点—全国8都道府県のアンケート調査—. 日小児会誌 2008 ; 112 : 94-101.